

八王子市認定こども園事務取扱要綱

第1 目的

この事務取扱要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第37号。以下「条例」という。）、八王子市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成27年規則41号。以下「規則」という。）、その他法令の定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下、この要綱において「認定こども園」という。）の認定及び認定内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すことを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 この要綱において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する幼稚園をいう。
- 2 この要綱において「保育所」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- 3 この要綱において、「認定こども園」とは、国又は都及び市以外のものが設置する幼稚園又は保育所等で構成する施設をいう。
- 4 この要綱において「保育機能施設」とは、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（少数の子どもを対象とするものその他の主務省令で定めるものを除く。）をいう。
- 5 この要綱において「認証保育所」とは、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号。以下「都要綱」という。）2(1)における認証保育所をいう。
- 6 この要綱において「保育所等」とは、保育所、保育機能施設又は認証保育所をいう。
- 7 1ないし6に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、別に定める場合を除き、法、府省令、条例、規則で使用する用語の例による。

第3 認定こども園の基本的要件

1 設置経営主体の要件

認定こども園の運営については、設置者が経営する事業の全体の財務内容が健全であり、事業を運営するに当たって安定性が見込まれなければならない。次のいずれかに該当する場合は財務内容が健全であるとはいえない。

- (1) 直近の会計年度において債務超過（負債金額が資産総額を超えていることをいう。）となっている。
- (2) 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。

2 地方裁量型認定こども園を構成する保育機能施設

条例第3条第3号に規定する市長が別に定める基準とは、地方公共団体以外の者が設置する保育所等のうち、都要綱に基づき認証されていることとする。

3 定員

- (1) 保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもの定員
広く地域住民の利用に資するために、保育を必要とする子どもと保育を必要とする子ども

以外の子どもの受入枠は地域の実情に応じて定めるものとする。

なお、幼稚園型認定こども園における保育を必要とする子どもの定員は、6人以上とする。

(2) 保育の必要な子とそれ以外の子どもの枠の軽微な変更の範囲

法第29条第1項、府省令第28条第1号及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年12月24日東京都条例第107号）第2条の表中、二十八、トに基づき市長が定める数とは、保護者の就労状況の変更等に伴い若干名の一時的な受入枠の変更を行う場合等における、受入枠が減じる区分の定員の1割以内の人数とする。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たしている場合に限る。

ア 幼稚園型認定こども園（単独型又は年齢区分型）を構成する幼稚園並びに地方裁量型認定こども園であること。

イ 条例及び規則で定める職員配置及び施設設備の基準を満たしていること。

(3) 定員の弾力化

保育所等は、総定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、条例及び規則に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内で、定員を超えて教育・保育の実施を行うことができる。

なお、定員を超えている状況が恒常的にわたる場合には、定員の見直しを図ること。この場合の恒常的にわたるとは、連続する過去の5年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認定した定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の状態をいうものである。

また、定員を超えて教育・保育を行う場合には、地域において年度途中における保育所等入所の受入体制を整えること。

4 学級担任の資格の特例

条例第5条第3項第1号に規定する取扱いを行う場合には、以下の要件を満たすこと。

- (1) この取扱いの対象となる者は、認定こども園の申請の時点において、現に職員として雇用されている者であり、認定の後に新たに採用された者は対象とはならないこと。
- (2) 設置者は、対象となる者が意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められる旨の認定こども園の長となるべき者又は認定こども園の長の意見書を、認定の申請時に提出すること。
- (3) 設置者は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の取得に向けた努力を行っていることを証するため、法第30条第1項の規定による市長への毎年の運営状況報告の際、その者の幼稚園教員資格認定試験の受験等の状況についての報告を行うこと。
- (4) 対象となる者が認定の日から3年の間に幼稚園教諭免許状を取得できなかった場合には、その者は認定の日から3年を経過した日以降、この取扱いの対象とすることはできないこと。

5 施設の一体的運営

- (1) 条例第6条第1項第1号に規定する教育及び保育の適切な提供とは、次の要件を満たしていると市長が認める場合をいう。

ア 幼稚園型認定こども園（並列型）においては、共通利用時間としておおむね4時間程度の、幼稚園の子どもと保育所等の子どもとの合同活動の時間が確保されていること。

イ 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）においては、合同活動として幼稚園の子どもと保育所等の子どもとの異年齢交流が行われていること。

ウ 保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において分園方式等で事業を行う場合は、上記ア又はイを満たしていること。

- (2) 条例第6条第1項第2号に規定する移動時の安全が確保されているとは、次の要件を満たしていると市長が認める場合をいう。

ア 子どもが徒歩で移動する場合

- (ア) 直線距離でおおむね300メートル以内かつ移動時間が片道おおむね10分以内であること。
 - (イ) 交通量が多い道路を横断することがないなど安全なルートであること。
 - (ウ) 子どもの移動に当たっては、子どもの数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。
- イ 子どもが認定こども園専用の車で移動する場合
- (ア) 移動時間が片道おおむね10分以内であること。
 - (イ) 安全な乗降場所が確保されていること。
 - (ウ) 子どもの移動に当たっては、運転手とは別に、子どもの数に応じた複数の保育従事職員が引率すること。
- ウ 幼稚園型認定こども園（年齢区分型）においては、当該認定こども園による送迎を行う等、幼稚園と保育所等が離れていることにより保護者の不便にならないような対応をとること。

6 建物及び設備の基準

保育所等の構造及び設備は、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令並びに「東京都福祉のまちづくり条例」（平成7年東京都条例第33号）、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年東京都条例第155号）及び関係規程（以下「建築基準法等」という。）の定めるところに従うほか、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき室内化学物質対策を実施し、採光、換気等園児の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

(1) 基準設備・面積等

区分	要件
乳児室又はほふく室	条例第6条第9項に定める面積を、保育に有効な面積（部屋の内法面積から保育に有効でない面積を除外した面積をいう。以下同じ。）として確保すること。
保育室又は遊戯室	条例第6条第4項に定める面積を、保育に有効な面積として確保すること。
調理室	子どもが保育室から簡単に立ち入ることがないように、保育室と区画されていること。定員に見合う面積、設備を有すること。
便所・その他	便所には保育室用とは別に便所専用の手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されており、かつ、子どもが安全に使用できるものであること。便所の数は園児20人につき1以上であること。

- (2) 非常口は、火災等非常時に子どもの避難に有効な位置に2か所2方向設置されていること。保育室等を1階に設ける場合又は屋上に園庭を設ける場合においても、2方向の避難経路を確保すること。
- (3) 設置者は、「室内化学物質対策実施基準」（別紙1）に基づき実施した測定結果及び対策状況を把握し、安全性が確認された後に開設すること。
- (4) 保育所等は次に掲げる要件のいずれかに該当することとする。
 - ア 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物
 - イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあってはI_s値が0.7以上かつq値が1.0以上、木造の建築物にあってはI_w値が1.1以上であることが確認された建築物

- (5) 認定こども園を構成する保育所は、八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月24日条例第33号）第34条に定められた基準を満たしていること。
- (6) 認定こども園を構成する保育機能施設は、次に掲げる設備（アに掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入所させる場合に限る。）を備えること。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室とは、それぞれ兼用することができる。
- ア 乳児室又はほふく室
 - イ 保育室
 - ウ 遊戯室
 - エ 屋外遊戯場（保育機能施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）
 - オ 医務室
 - カ 調理室
 - キ 便所
- (7) (6)のうち、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下この項において「保育室等」という。）は1階に設けること。ただし、次に定める基準のうち、保育室等を2階に設ける建物については、ア、イ及びカに定められた基準を、保育室等を3階以上に設ける建物については、イからクに定められた基準を満たす場合には、保育室等を2階以上に設けることができる。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を一以上設けていること。

階	区分	設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所等の調理室(次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所等の調理室の部分とを建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。
 (ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものを設けていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

オ 保育所等の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

カ 保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備を設けていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。

ク 保育所等のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施していること。

(8) 第3の6(7)アからクまでの要件については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日付雇児発第1225008号)第2の基準を満たしていること。

(9) 保育所等を設置する場合にあっては、建築基準法に基づき建物を保育所の用途とすること。ただし、既存建物を改修し、100平方メートル以下の保育機能施設を設ける場合にあっては、

一級建築士による建築基準法等上の保育所の基準を満たしていることを証する文書を提出すること。

7 調理室等

- (1) 条例第7条第5項の規定により当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、同項各号の要件を満たすとともに、「保育所における食事の提供について」（平成22年6月1日付雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に留意すること。
- (2) 条例第7条第5項に規定する加熱、保存等の調理機能を有する設備とは、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等をいう。
- (3) 調理業務を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付雇児発第86号厚生省児童家庭局長通知）に留意すること。

8 子育て支援事業

- (1) 条例第22条に規定する子育て支援事業は、府省令第2条各号に規定する事業のうち、2以上の事業を行うものとする。
- (2) 府省令第2条第3号については、対象となる児童に応じて、条例に定める基準を満たした上で実施しなければならない。

9 既存施設が認定こども園の認定の申請をする場合の保護者への説明

既存の幼稚園又は保育所等（以下「既存施設」という。）の設置者が認定こども園の認定を受けようとする場合は、条例第18条の趣旨に照らし、現に当該既存施設に在籍している子どもの保護者に対し、認定こども園の認定を受けることにより従来と異なる事項について保護者に十分に説明し、理解を得るものとする。

10 衛生管理等

- (1) 子どもの使用する設備及び遊具等については、安全かつ衛生的に管理すること。
- (2) 必要な医薬品、その他の医療品を備えること。
- (3) 入所している者の食事を調理する者及び調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」（平成13年8月1日付雇児総発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を遵守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。
- (4) 当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により食事を提供する場合は、給食の運搬手段等について衛生上適切な措置がなされていること。

11 認定こども園認定の辞退又は休止

- (1) 認定こども園の認定を辞退又は休止する場合は、相当期間の余裕をもって市と協議し、当該認定こども園に入所している子どもの保護者及び入所を希望する子どもの保護者に対して十分な説明を行うとともに、辞退又は休止後における入所している子どもの適切な処遇を確保すること。
- (2) 市は、協議を受けた後に、速やかに都知事へ情報提供を行うこととする。

第4 認定申請の手続

1 認定こども園の認定申請の手続

認定こども園の認定を受けようとする者は、法第4条第1項及び府省令第8条の規定により、認定こども園認定申請書（規則第1号様式）に、次の(1)に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合には、

これらの者が共同して申請すること。

(1) 設置者が提出するもの

ア 施設概要（第1号様式）

イ 設置者関係

- (ア) 履歴書（法人の場合は代表者の履歴書）
- (イ) 認定こども園を構成する幼稚園の設置者と保育所等の設置者とが異なる場合は、共同して事業を行う旨の書類（協議書等）の写し
- (ウ) 印鑑証明
- (エ) 法第3条第5項第4号の規定に関する誓約書（第5号様式）
- (オ) 資金計画書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
- (カ) 当該認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
- (キ) 直近過去3年間の決算書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの）
- (ク) 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
- (ケ) 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）
- (コ) 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者であって新規設立法人の場合）
- (サ) 預貯金残高証明書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合。申請書提出期限の一か月前以降の時点のもの）
- (シ) 納税証明書（社会福祉法人、学校法人以外の設置者の場合）

ウ 職員関係

- (ア) 職員の構成（第2号様式）（幼稚園、保育所等、分園ごとに作成すること。条例第5条第2項但書きに規定する職員（以下「みなし職員」という。）については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」（第3号様式）を添付すること。）
- (イ) 職員の履歴書（職員の構成（第2号様式）に記載した職員全員のもの）
- (ウ) 幼稚園教諭免許状・保育士証等の資格証明書（見込証明書）の写し
- (エ) 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書の写し（保育従事職員に限る。）
- (オ) 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合には、外部搬入に係る契約書の写し。

エ 施設設備関係

- (ア) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）
- (イ) 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）
- (ウ) 建物の配置図及び平面図
- (エ) 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (オ) 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (カ) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による第3の6(7)から(9)を満

たしていることを証する書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

- (キ) 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (ク) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（学校法人又は社会福祉法人以外のものが設置者の場合及び認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (ケ) 火災予防条例（昭和 37 年 3 月 31 日東京都条例第 65 号）第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (コ) 「室内化学物質対策実施基準」測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること。）（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- (サ) 第 3・6(4)イに規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）

オ 管理運営関係

- (ア) 認定こども園への移行に伴う保護者への説明書類（既存施設に限る。）
- (イ) 園児募集要項又は重要事項説明書等（次に掲げる事項を記載したもの）
 - a 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の名称及び所在地
 - b 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - c 認定こども園の事業開始予定年月日
 - d 施設及び設備の概要
 - e 開所日、開所時間
 - f 施設の運営方針
 - g 教育及び保育、健康診断などの内容
 - h 給食（献立、離乳食、アレルギー食の対応方法等）
 - i 定員（認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員、保育を必要とする子どもとそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分及び学級編成）
 - j 認定こども園及び認定こども園を構成する施設の長の氏名
 - k 職員の体制（幼稚園教諭、保育士、その他の職員の配置数）
 - l 利用者から受領する費用の種類並びに支払を求める理由及び金額
 - m 非常災害時の対策
 - n 利用する子どもに関して契約している保険又は共済の種類、保険事故及び保険金額
 - o 嘱託医の氏名、所在地、委託内容
 - p 利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
 - q 利用開始及び終了に関する事項
 - r 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項
- (ウ) 子育て支援事業の計画（第 6 号様式）
- (エ) 利用している子どもに関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し（認定後でないと加入できない場合は事後提出）

カ その他市長が必要に応じて求める書類

第 5 内容変更の届出の手続

1 認定こども園の内容変更届出の手続

認定こども園の内容を変更しようとする者は、法第 29 条第 1 項及び府省令第 28 条第 1 号の

規定により、変更届（規則第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。当該変更に係る施設が、認証保育所の場合は、当該施設についての認可、指導監督等の権限を有する行政庁から当該施設に係る内容変更の届出を受理したことを確認する書類が交付される場合にはその書類（写）を添付すること。

なお、認定子ども園を構成する幼稚園の設置者と保育機能施設の設置者とが異なる場合は、これらの者が共同して届出すること。

- (1) 設置者の名称の変更（個人の場合の氏名変更を含む。）
 - ア 施設概要（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (2) 設置者の代表者の変更（法人の場合に限る。）
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (3) 設置者の住所（法人の場合は所在地）の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明（事後提出。幼稚園型認定子ども園を構成する保育機能施設であって、当該幼稚園の設置者と異なる設置者が設置する施設の場合に限る。）
- (4) 認定子ども園及び認定子ども園を構成する施設の名称の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
- (5) 認定子ども園を構成する施設の所在地（住所）の表示の変更
 - ア 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
- (6) 移転又は改築等による建物の規模、構造及び設備（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに屋外遊戯場等の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（建物のみの変更の場合は「1建物」のみ、屋外遊戯場等のみの変更の場合は「2屋外遊戯場等」のみを記入すること。）
 - (ウ) 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）（移転の場合のみ）
 - (エ) 建物の変更前後の配置図及び平面図
 - (オ) 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (カ) 移転、改築等に係る建物の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設における建物に係る変更の場合に限る。）
 - (キ) 移転、改築等に係る建物の検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設における建物に係る変更の場合に限る。）
 - (ク) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（東京都認証保育所を除く保育機能施設の土地及び建物に係る変更の場合に限る。）
 - (ケ) 第3の6(3)に基づき実施した「室内化学物質対策実施基準」測定結果（厚生労働

省が定める指針値以下であることが分かるものであること。) (認証保育所を除く保育機能施設に限る。)

- (コ) 火災予防条例第 56 条の 2 に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し (認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。)
 - (サ) 第 3 の 6 (4) イ に規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類 (認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。)
 - (シ) 保育室等を 2 階以上に設置する場合は、一級建築士による第 3 の 6 (7) から (9) を満たしていることを証する書類 (認証保育所を除く保育機能施設に限る。)
- (7) 定員 (認定こども園の総定員、幼稚園及び保育所等の定員並びに保育を必要とする子ども及びそれ以外の子どもの受入枠、年齢区分及び学級編制) の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第 1 号様式) (変更箇所のみ記入すること。)
 - (イ) 職員の構成 (第 2 号様式)
- (8) 認定こども園の長の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第 1 号様式) (変更箇所のみ記入すること。)
 - (イ) 認定こども園の長の履歴書
- (9) 教育及び保育の内容等又は子育て支援事業の計画の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第 1 号様式) (変更箇所のみ記入すること。)
 - (イ) 子育て支援事業の計画 (第 6 号様式) (子育て支援事業の計画の変更の場合に限る。)
- (10) 食事の提供形態等の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 職員の構成 (別紙第 2 号様式・第 1 片) (業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合)
 - (イ) 調理業務委託契約書の写し (新たに委託を開始する場合)
 - (ウ) 外部搬入に係る契約書の写し (新たに外部搬入を開始する場合)
- (11) 認定こども園の保護者負担金の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第 1 号様式) (変更箇所のみ記入すること。)
 - (イ) 改定前後の運営規程
- (12) 分園の設置
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要 (第 1 号様式)
 - (イ) 職員の構成 (第 2 号様式) みなし職員については、「資格特例を受ける職員の念書及び施設長による証明」(第 3 号様式) を添付すること。
なお、みなし職員は認定こども園の認定申請時に本様式に記載されていた者のみ認められる。
 - (ウ) 職員の履歴書 (職員の構成 (第 2 号様式) に記載した職員全員のもの)
 - (エ) 幼稚園教諭免許状・保育士証等の資格証明書 (見込証明書) の写し
 - (オ) 所定労働時間の明記された非常勤職員雇用通知書の写し (保育従事職員に限る。)
 - (カ) 調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合
調理業務を第三者に委託して食事の提供を行う場合には、調理業務委託契約書の

写し、外部搬入方式により食事の提供を行う場合には、外部搬入にかかる契約書の写し。

- (キ) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）（全体、本園及び分園ごとに作成すること。）
 - (ク) 施設（分園）の案内図（本園との位置関係が分かるもの）
 - (ケ) 建物の配置図及び平面図（分園）
 - (コ) 保育機能施設の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (サ) 建物の新築及び増築時並びに用途変更後の建築確認済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (シ) 建築検査済証の写し（当該書類の提出が困難な場合は台帳記載事項証明書）（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (ス) 建物及び土地の登記事項証明書又は使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (セ) 第3の6(3)に規定する「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (ソ) 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し（認証保育所を除く保育機能施設が移転した場合に限る。）
 - (タ) 第3の6(4)イに規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
 - (チ) 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による第3の6(7)から(9)を満たしていることを証する書類（認証保育所を除く保育機能施設に限る。）
- 13) 分園の廃止又は休止
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）
 - (イ) 建物の規模、構造及び設備並びに屋外遊戯場等の状況（第4号様式）
 - (ウ) 分園廃止又は休止後の職員の処遇
 - (エ) 入所している子どもの具体的な受入計画
- 14) その他の施設概要（第1号様式）に係る重要な事項（開所日、開所時間等）の変更
- ア 設置者が提出するもの
 - (ア) 施設概要（第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 変更前後の内容が分かる書類（園児募集要項又は重要事項説明書）

第6 報告の徴収

- 1 認定こども園の設置者は、法第30条第1項及び府省令第29条の規定により、認定こども園運営状況報告書（規則第5号様式）に次に掲げる書類を添付し、毎年度、別に定める期日までに市長に報告すること。
 - (1) 職員の構成（別紙第2号様式）第2片
 - (2) みなし職員が取得した幼稚園教諭免許状の写し
- 2 認定こども園の設置者は、法第30条第2項の規定により、次の事項が生じた場合、速やかに市長に報告を行うこと。
 - (1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合
 - (2) 当該施設に24時間かつ概ね週5日程度以上入所している児童がいる場合。なお、この場

合においては、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況を報告すること。

(3) 次のア、イ又はウに該当する場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等。この場合、併せて保健所に報告し、指示に従うこと。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は利用児童の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合

3 市長は、法第30条第2項の規定により、前項の報告のほか認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

第7 辞退又は休止の届出の手續

認定こども園を辞退又は休止しようとする者は、第3の11に基づき、認定こども園辞退(休止)届(第7号様式)に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出すること。

なお、認定こども園を構成する幼稚園の設置者及び保育所等の設置者が異なる場合には、これらの者が共同して届出すること。

- 1 認定こども園廃止又は休止後の職員の処遇
- 2 入所している子どもの具体的な受入計画

第8 類型の変更の手續

認定こども園の類型を変更しようとする設置者は、第4及び第7に準じて手續を行うこと。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。